

協働事業提案制度

# 市民提案型協働事業

## アイデア提案

### 令和2年度 募集要領

まちづくりのアイデアを募集しています



## 募集期間

【市民提案型協働事業】

6月1日(月) ~ 7月31日(金)

【アイデア提案】

随時募集中

富士見市 協働推進課

## 1. 制度の目的

この制度は、地域における公共的な課題の解決と、市民満足度の向上を目的とし、市民の皆さんと市が提案・計画段階から協議を行い、協働で事業に取り組むものです。

## 2. 募集する提案の区分


募集する提案は、「市民提案型協働事業」です。

※ 同時に、「アイデア提案」を募集しています。くわしくは、「5.アイデア提案」の章をご覧ください。

### 「市民提案型協働事業」とは

提案者が、市と協働により市内で実施する、公益的な事業を自由に企画・提案します。令和2年度は提案を募集し、採択された事業は令和3年度に実施します。

### ●令和元年度に採択した市民提案型協働事業（令和2年度実施）

事業名	みずほ台駅開設の日をみんなで祝う 「みずほ台の日」
実施団体	みずほ台の日実行委員会
担当課	産業振興課
実施内容	<p>市民の皆さんに、みずほ台駅周辺地域の魅力を再認識してもらおうとともに、住民と商業者による地域コミュニティを再構築するきっかけづくりを目的としています。</p> <p>みずほ台駅開業日（10月21日）周辺期間の休日に、「まちバル☆ふじみ」との企画も絡めながら、駅東西口の交流につながるイベントなどを開催します。</p> 

### 3. 市民提案型協働事業

令和3年度に実施する公益的な事業を、企画・提案してください。

#### ●協働事業の参考例

- ・歩道脇の除草などの定期清掃活動
- ・公園内の定期清掃活動
- ・自転車の乗り方教室の開催
- ・振り込め詐欺被害防止講座の開催 など

#### 協働事業の要件

次の要件をすべて満たす事業を対象とします。

- ① 市内で実施される公共的または公益的な事業であって、地域の課題を解決できるものであること。
- ② 市民満足度が高まり、具体的な効果及び成果を期待することができること。
- ③ 市民と市の役割分担が明確であり、協働で実施することにより相乗効果を期待することができること。
- ④ 提案した団体などが実施することが可能な事業であること。

前述の要件にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象としません。

- ① 政治、宗教もしくは選挙活動を目的とする事業、または営利を主な目的とする事業
- ② 特定の個人、または法人その他の団体のみが利益を受ける事業
- ③ 施設などの建設、または整備を目的とする事業
- ④ 既存の制度で対応できる事業
- ⑤ 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのある事業
- ⑥ 国、地方公共団体、その他の公共団体から助成を受けている事業

#### 提案者

提案することができる法人、団体などは、次の要件をすべて満たしていることとします。

- ① 法人または3人以上で組織している団体で、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤または在学している個人であること。
- ② 市内に事務所もしくは事業所を有し、主たる活動場所を市内に置いていること。
- ③ 協働事業を主体的かつ的確に遂行することができる体制であること。

## 提案方法

### ●募集期間

令和2年6月1日（月）から7月31日（金）まで

### ●提出書類

提案する団体は、募集期間内に、次の書類を協働推進課窓口、または郵送（募集期間内必着）にて提出してください。

- ① 富士見市協働事業提案制度申請書（様式第1号）
- ② 富士見市提案型協働事業企画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 富士見市提案型協働事業提案者自己紹介シート（様式第4号）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※ 提案に必要な様式は、市のホームページからダウンロードできます。



<https://www.city.fujimi.saitama.jp/shisei/21kyoudou/kyoudouteian/index.html>

### ●事前相談

ご希望の場合は、協働推進課までご連絡ください。

お問い合わせ先

富士見市 協働推進課 市民参加・協働グループ

電話 049-251-2711（内線 256）

## 提案の審査などについて

提案内容により、協働で事業に取り組む市の担当部署を決定します。

提案の審査は、提出された書類、プレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは公開で開催し、提案者と市の担当部署が協力して行います。

### ●公開プレゼンテーション（予定）

日時：令和2年11月4日（水）午後7時から

会場：市役所1階 全員協議会室

選考では、次の「審査のポイント」に基づき行い、採択事業の決定をします。

### ●審査のポイント

事業の必要性	公共的な課題の解決や地域の活性化などについて、現状を把握し、市民に必要とされている事業であるか。
公益性及び市民サービスの向上	不特定多数の市民の利益と、市民サービスの向上につながる事業であるか。
具体性継続発展性	事業計画が実行可能な方法、スケジュールに基づいて作成された事業であるか。その事業に継続性があり、自主的な活動による発展性があるか。
適正な予算	事業内容に照らして、適正な予算の積算がされているか。
協働の必要性	事業目的達成のための、提案者と市の協働の必要性が明確になっているか。
役割分担	提案者と市との役割分担が明確で、相互の特性を活かしているか。
協働の効果	提案者と市が協働で取り組むことにより、質の高い市民サービスを提供することができ、他の地域や他者へ成果の広がりが期待できるか。
事業実施能力	提案者には、事業実施のために必要な体制などがあり、市と効率よく連携を図ることができるかと認められるか。事業の実施に対する熱意があると認められるか。

## 事業への補助金の交付

市の予算の範囲内において、事業の実施に係る経費を補助（上限額20万円）します。1事業に対する補助金は、原則として1年とします。

### ●対象となる経費の例

補助対象経費	内 容
報償費	講師や事業協力者への謝礼
旅費	事業の実施に必要な交通費
消耗品費	事業の実施に必要な資料や周知のための用紙代など
燃料費	灯油代
食糧費	講師などの食事代、会議開催時の飲料代
印刷製本費	チラシ、ポスターなどの印刷費用など
役務費	事業の実施に必要な郵便料金、送料、振込手数料、事業の実施に必要な保険加入料など
委託料	会場設営委託料
使用料及び賃貸料	会場や機器などの使用料やレンタル料など
原材料費	事業の実施に必要な原料及び材料費
その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

### ●対象外経費の例

- ・打ち上げや個人的な飲食費（弁当、茶菓代など）
- ・参加者の交通費
- ・交際費（慶弔費、差し入れなど）
- ・個人の所有となる物品の購入費
- ・支払ったことが確認できない経費
- ・実施事業に直接かわりのない経費や社会通念上適切でない経費

## 4. 事業実施と報告

### 協定書の締結

採択を受けた提案者は、事業の実施にあたり、事業の内容、役割分担、個人情報保護の遵守等について、市と協定を締結します。

### 補助金の交付申請

採択を受けた提案者は、事業の実施に係る経費の補助金の交付申請をします。

- ① 富士見市採択協働事業補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 富士見市採択協働事業補助金交付請求書

### 事業の変更・中間報告

採択された事業の内容を変更するときは、提案者は変更承認申請書を提出し、市の承認を受けることが必要です。

また、市は必要に応じて採択された事業の進捗状況について、中間報告書の提出を求めることがあります。

### 事業実施後の報告・評価

事業完了後、提案者は報告書を提出します。

#### 《事業の完了報告書》

- ① 富士見市提案型協働事業完了報告書
- ② 収支決算書

#### 《補助金の実績報告書》

- ① 富士見市採択協働事業補助金実績報告書
- ② 事業報告書
- ③ 収支決算書

### 事業報告会

事業の完了後に開催する事業報告会（令和4年5月開催予定）にて、実施した事業の概要や成果などを提案者と担当部署により報告します。

市は、事業に対して評価を行い、事業概要や成果などとあわせて、市ホームページにて公表します。

## 5. アイデア提案

市民提案型協働事業へ転換することを前提として、事業のアイデアを提案してください。市はアイデアを登録し、公表します。一緒に事業を実施する人を探すこともできます。

### 提案者

市内に在住、在勤または在学している個人及び市内に事務所または事業所を有する法人、その他の団体

### 提案方法

#### ●募集期間

随 時 募 集

#### ●提出書類

提案をする方は、次の書類を協働推進課窓口、または郵送にて提出してください。

- ① 富士見市協働事業提案制度アイデア提案登録申込書（様式第5号）
- ② 富士見市協働事業提案制度アイデア提案書（様式第6号）

※ 提案に必要な様式は、市のホームページからダウンロードできます。



<https://www.city.fujimi.saitama.jp/shisei/21kyoudou/kyoudouteian/index.html>



## 富士見市協働事業提案制度に関するお問い合わせ・申請先

富士見市 協働推進課 市民参加・協働グループ

電 話 049-251-2711（内線 256）

郵送先 〒354-8511（住所不要）

富士見市役所協働推進課



\* 事前相談をご希望の場合も、ご連絡ください。